

横浜市の 環境影響評価制度 (環境アセスメント)

令和6年4月発行

目 次

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは	1
横浜市の環境影響評価制度の体系	1
環境影響評価項目について	2
横浜市環境影響評価条例の対象となる事業の概要	3
横浜市環境影響評価条例の手続の流れ（条例対象事業）	4
用語の説明	5
環境影響評価法との関係	7

横浜市

はじめに

横浜市では、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成7年4月施行）において、環境影響評価制度を、環境の保全及び創造を図るための重要な施策のひとつとして位置づけています。

横浜市の環境影響評価制度は、昭和55年の横浜市環境影響評価指導指針制定に始まり、平成9年の環境影響評価法制定を受け、環境保全の一層の推進を図るため、平成10年10月に横浜市環境影響評価条例を制定、平成11年6月12日から施行し、以降、条例に基づく環境影響評価手続を実施しています。

◆◆◆条例等の改正について◆◆◆

○制度の見直し

条例施行から10年以上が経過し、この間の社会状況の変化や運用上の課題などに対応するため、平成22～23年度にかけて環境影響評価制度の改正を行いました。具体的には、横浜市環境影響評価条例及び横浜市環境影響評価条例施行規則の全部改正を行うとともに、横浜市環境配慮指針、横浜市環境影響評価技術指針を策定、事業の計画段階における環境配慮の手続を導入するなどの改正を行い、平成23年8月1日から施行しました。

○環境影響評価法の改正に伴う改正

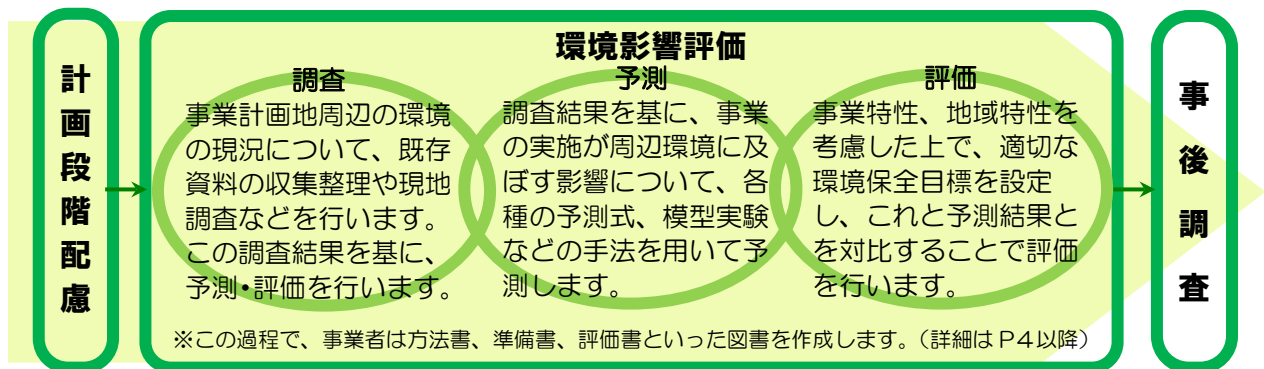
平成23年に環境影響評価法が改正されたことを受け、本市においても方法書説明会の開催の義務化、風力発電施設の条例対象事業への追加などの改正を行い、平成25年7月1日から施行しました。

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

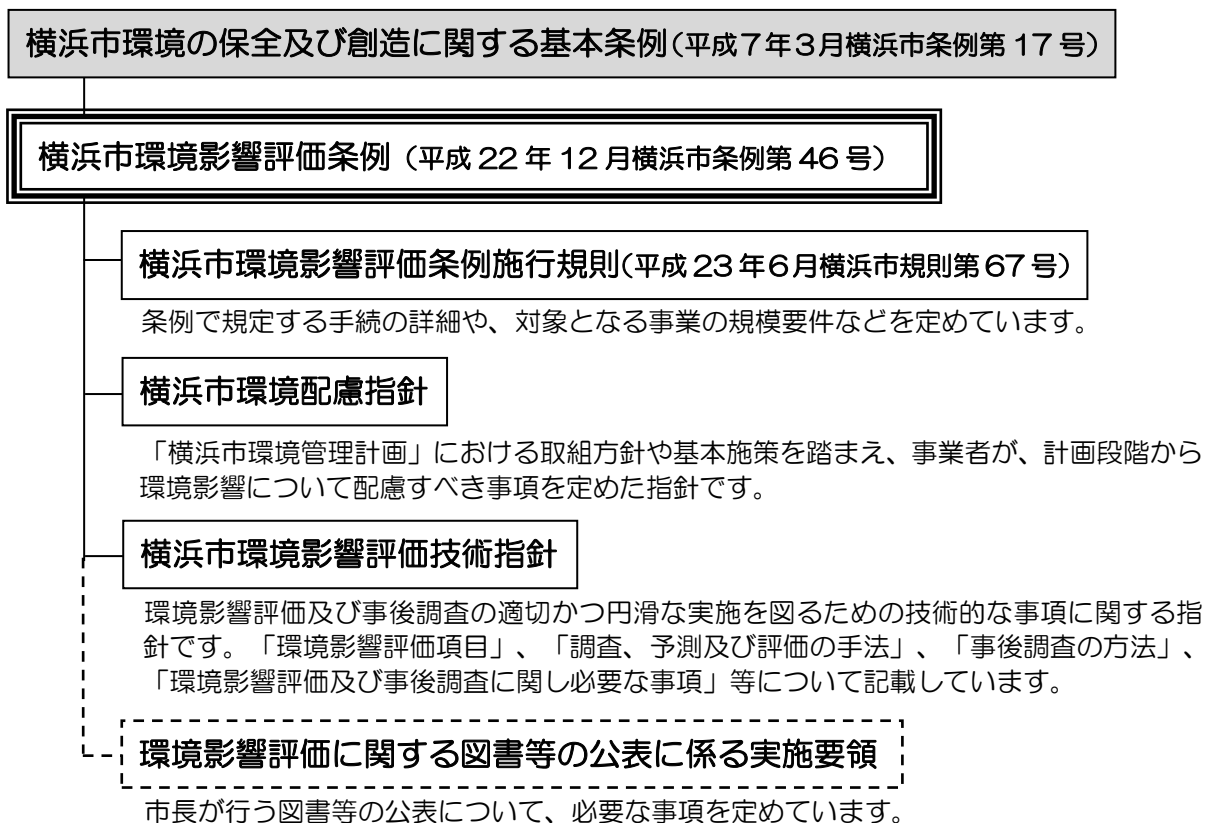
環境影響評価（環境アセスメント）制度は、環境面から事業者が自主管理を行うことにより、公害の発生の未然防止や良好な環境の保全を図ることを目的としています。

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、市民や市長から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。

横浜市の環境影響評価制度では、調査、予測、評価の手続（狭義の「環境影響評価」）に加え、より早い事業計画立案段階に環境影響への配慮を行う「計画段階配慮」と、工事着手後に環境影響を把握するための「事後調査」の手続についても定めています。



横浜市の環境影響評価制度の体系



環境影響評価項目について

環境影響評価における調査・予測・評価は、環境の構成要素に係る項目ごとに行われます。横浜市では、環境影響評価技術指針で「環境影響評価項目」を定めています。

事業者は、この「環境影響評価項目」の中から、事業や地域の特性などを考慮した上で、適切な項目を選定します。

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	
地球環境への負荷の低減	温室効果ガス	
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物
		植物
		生態系
	水循環（地下水位、湧水の流量、河川の形態・流量、海域の流況）	
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土（一般・産業廃棄物、建設発生土）	
	大気質（大気汚染）	
	水質・底質（公共用水域の水質・底質、地下水の水質）	
	土壌（土壌汚染）	
	騒音	
	振動	
	地盤（地盤沈下）	
	悪臭	
	低周波音	
	電波障害（テレビジョン電波障害）	
	日影（日照阻害、シャドーフリッカー）	
	風害（局地的な風向・風速）	
安全（土地の安定性、浸水、火災・爆発、有害物漏洩）		
快適な地域環境の確保	地域社会（地域分断、交通混雑、歩行者の安全）	
	景観	
	触れ合い活動の場	
	文化財等	

横浜市環境影響評価条例の対象となる事業の概要

★詳細については、条例施行規則の別表第1をご覧ください。

事業の種類	対象事業の規模	
	第1分類事業（※1）	第2分類事業（※2）
道路の建設		
高速自動車国道（改築のみ）	全事業	—
自動車専用道路等	全事業	—
その他の道路	4車線以上かつ3km以上	4車線以上かつ 2.5km以上3km未満
鉄道及び軌道の建設		
建設	全事業	—
改良	本線路の増設又は1km以上の高架化、地下化、掘割化	—
工場及び事業場の建設 （特定工場（※3）の新設、増設）	平均排出水量1,000m ³ /日以上、 燃料使用量（重油換算）4kℓ/時以上 又は敷地面積3ha以上	750m ³ /日以上1,000m ³ /日未満、 3kℓ/時以上4kℓ/時未満 又は2.5ha以上3ha未満
電気工作物の建設		
事業用電気工作物（火力） （新設、増設）	出力2万kW以上	出力1.5万kW以上2万kW未満
事業用電気工作物（風力） （新設、増設）	出力5,000kW以上	出力3,800kW以上5,000kW未満
蓄電所又は変電所（新設、増設）	敷地面積3ha以上	2.5ha以上3ha未満
自然科学研究所の建設 （新設、増設）	敷地面積3ha以上かつ 洗浄施設又は焼入施設を設置	2.5ha以上3ha未満かつ 洗浄施設又は焼入施設を設置
廃棄物処理施設の建設		
焼却施設（新設、増設）	1日の処理能力100t以上	75t以上100t未満
最終処分場（新設、増設）	埋立面積2ha以上	1.5ha以上2ha未満
その他の廃棄物中間処理施設 （自己処理を除く） （新設、増設）	敷地面積9,000m ² 以上	7,000m ² 以上9,000m ² 未満
下水道終末処理場の建設（新設、増設）	敷地面積3ha以上	2.5ha以上3ha未満
飛行場の建設	全事業	—
公有水面の埋立	埋立面積15ha以上	12ha以上15ha未満
高層建築物の建設	高さ100m以上かつ 延べ面積5万m ² 以上	75m以上100m未満かつ 5万m ² 以上
特定の区域（※4）	高さ180m以上かつ 延べ面積15万m ² 以上	100m以上かつ 5万m ² 以上（第1分類事業を除く。）
運動、レクリエーション施設等の建設		
第2種特定工作物の新設	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	15ha以上20ha未満 7.5ha以上10ha未満
都市公園の新設	敷地面積20ha以上かつ 形質変更区域面積10ha以上	15ha以上かつ 7.5ha以上
工業団地の造成	造成面積10ha以上	7.5ha以上10ha未満
流通業務団地の造成	造成面積10ha以上	7.5ha以上10ha未満
土地区画整理事業	土地区画整理事業の面積40ha以上 （森林法に定められる森林の区域を 10ha以上含む場合には20ha以上）	30ha以上40ha未満（森林の区域 を7.5ha以上含む場合には15ha以上）
開発行為に係る事業	市街化区域内20ha以上 市街化調整区域内10ha以上	15ha以上20ha未満 7.5ha以上10ha未満

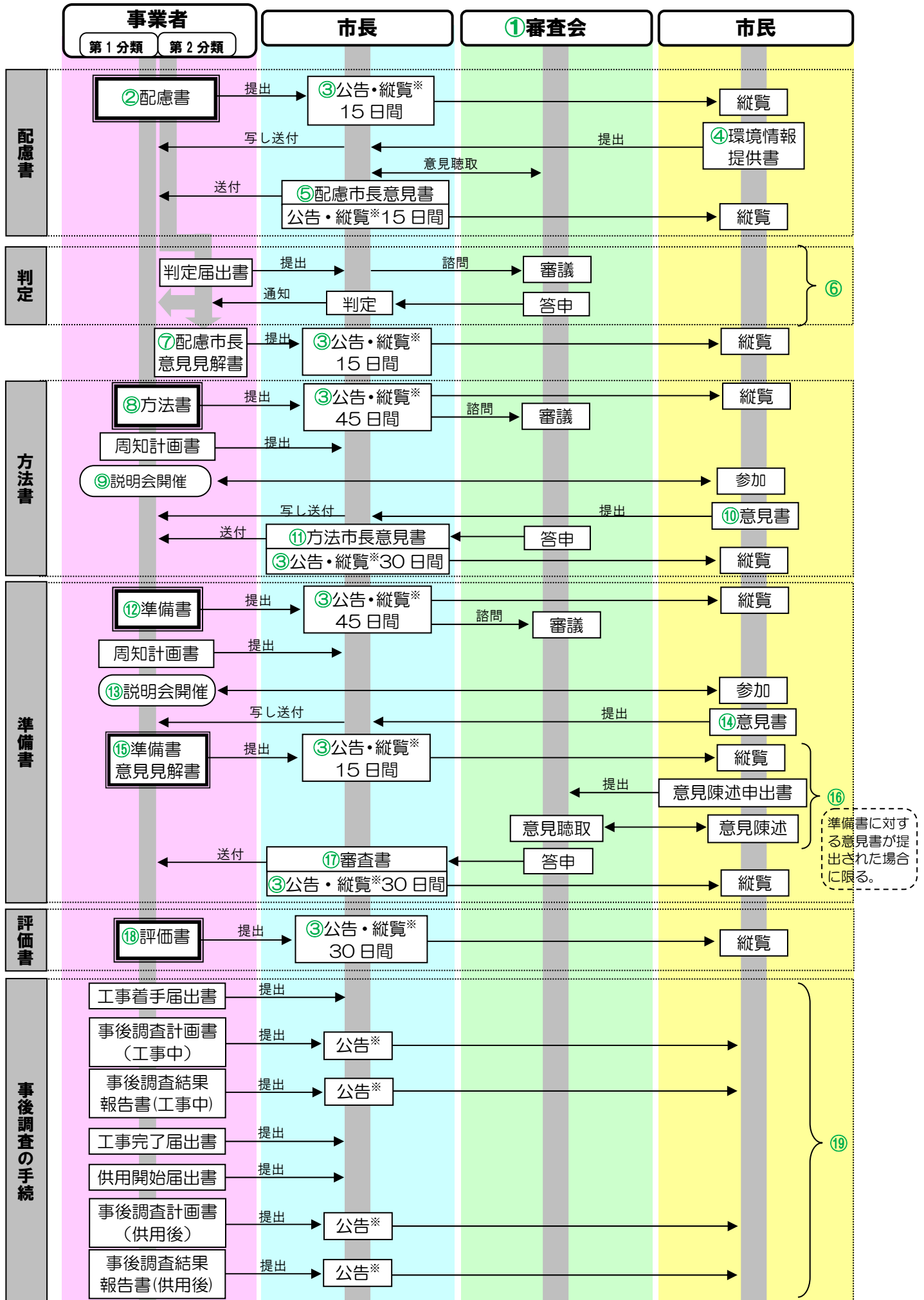
※1 第1分類事業：規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、必ず環境アセスメントの手続を行う事業

※2 第2分類事業：第1分類事業に準ずる規模で、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（P5参照）を行う事業

※3 特定工場：工場立地法第6条第1項に規定する特定工場

※4 特定の区域：都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域
 ・横浜国際港都建設計画みなとみらい21中央地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
 ・西区高島二丁目12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番及び19番

横浜市環境影響評価条例の手續の流れ（条例対象事業）



①審査会

市長の諮問に応じ、環境影響評価、事後調査その他の手続に関する事項を調査審議させるため、横浜市環境影響評価審査会（審査会）を設置しています。審査会は、市長が任命する20人以内の学識経験者で構成されます。

審査会の庶務（会議録案の作成等）は環境影響評価課が行います。

②配慮書（計画段階配慮書）

第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする計画段階事業者は、事業の計画を立案するにあたり、環境への配慮が必要な事項について、環境配慮指針に従って行った計画段階配慮の内容を具体的に示した図書である計画段階配慮書を作成し、市長へ提出します。

③公告・縦覧

公告とは、横浜市が市民のみならずへ広くお知らせすることをいい、横浜市報（原則として毎月5日、15日、25日に発行）に情報を掲載します。公告の日から条例で決められた期間、横浜市環境創造局環境影響評価課と関係区役所にて、該当の図書等を自由に見る（縦覧する）ことができます（貸出も可）。

その他、配慮書、方法書、準備書については、原則「広報よこはま」にも縦覧のお知らせを掲載します。また、主な図書や市長意見は、縦覧期間をこえて横浜市環境アセスメントのホームページなどで公表します。

④環境情報提供書

配慮書について環境の保全に関する情報（環境情報）をお持ちの方は、配慮書の縦覧期間（公告の日から15日間）内に、市長に環境情報提供書を提出することができます。市長は、提出いただいた環境情報提供書の写しを、計画段階事業者へ送付します。

⑤配慮市長意見書

市長は、お寄せいただいた環境情報に配慮すると共に審査会の意見を聴いた上で、配慮書についての環境の保全の見地からの意見書（配慮市長意見書）を作成し、計画段階事業者へ送付します。

⑥判定の手続

第2分類事業を実施しようとする者は、市長へ判定届出書を提出します。市長は、規則で定める基準に従って、第2分類事業について、環境影響評価等の実施が必要か否かの判定を行い、その結果を届出者に通知します。市長は、判定を行うにあたり審査会に諮問します。

⑦配慮市長意見見解書

第2分類事業の判定の結果、環境影響評価等の実施の必要がないとされた者は、配慮市長意見書に対する見解を示した図書である配慮市長意見見解書を作成し、市長へ提出します。

⑧方法書（環境影響評価方法書）

事業者は、対象事業の計画内容、環境影響評価を行うにあたっての調査・予測の手法などを示した図書である環境影響評価方法書を作成し、市長へ提出すると共に、対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれる地域にお住いの方々等に対し、方法書の概要をお知らせします。

市長は、方法書について環境の保全の見地から調査審議させるため、審査会に諮問します。

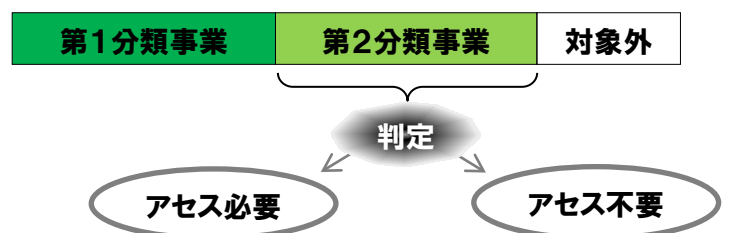
⑨（方法書）説明会

事業者は、方法書の内容を周知するための説明会を開催します。どなたでも参加することができます。説明会の開催にあたっては、事業者が開催日時などを対象地域にお住いの方々等にお知らせします。

◆◆◆第2分類事業の判定について◆◆◆

条例の対象となる事業には、必ず環境影響評価を行わなければならない「第1分類事業」と、これに準ずる規模で、環境影響評価の実施の要否を個別に判定する「第2分類事業」があります。

第2分類事業を実施しようとする事業者から判定の届出がなされると、市長は、審査会に諮問した上で、その事業が周辺に与える環境影響について判定を行います。判定の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとされた事業には、環境影響評価や事後調査の手続の実施が義務付けられます。



⑩（方法書に対する）意見書

方法書について環境の保全の見地から意見のある方は、方法書の縦覧期間（公告の日から45日間）内に、市長に意見書を提出することができます。市長は、提出いただいた意見書の写しを、事業者へ送付します。

⑪方法市長意見書

市長は、提出いただいた意見書に配慮し、方法書についての環境の保全の見地からの意見書を作成し、事業者へ送付します。

事業者は、市民意見や方法市長意見書の指摘等を踏まえ、環境影響評価項目や調査、予測の手法を確定し、環境影響評価を実施します。

⑫準備書（環境影響評価準備書）

事業者は、実施した環境影響評価の結果等（調査・予測・評価の結果や環境の保全のための措置、事後調査についてなど）を示した図書である環境影響評価準備書を作成し、市長へ提出すると共に、環境影響評価の結果、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域（対象地域）にお住まいの方々等に対し、準備書の概要をお知らせします。

市長は、準備書について環境の保全の見地から調査審議させるため、審査会に諮問します。

⑬説明会

事業者は、準備書の内容を周知するための説明会を開催します。

⑭（準備書に対する）意見書

準備書について環境の保全の見地から意見のある方は、準備書の縦覧期間（公告の日から45日間）内に、市長に意見書を提出することができます。市長は、提出いただいた意見書の写しを、事業者へ送付します。

⑮準備書意見見解書

事業者は、提出いただいた意見書についての見解を示した図書である準備書意見見解書を作成し、市長に提出します。

⑯意見陳述の手続

対象地域にお住まいの方や、対象地域内に事務所等がある方などは、準備書意見見解書の縦覧期間（公告の日から15日間）内に、審査会に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨を申し出ることができます。審査会で、準備書の調査審議にあたって必要があると認められる場合には、意見の聴取を行います。

※意見陳述の手続は、準備書に対する意見書が提出されなかった場合には行われません。

⑰審査書

市長は、提出いただいた意見書や事業者の見解に配慮し、準備書についての環境の保全の見地からの意見書（審査書）を作成し、事業者へ送付します。審査書は、事業者のほか、当該事業について許認可権を有する者にも送付し、配慮を要請します。

⑱評価書（環境影響評価書）

事業者は、審査書を勘案すると共に市民の方からの意見等に配慮し、準備書の記載事項に検討を加えて、環境影響評価の最終的な評価をとりまとめた図書である環境影響評価書を作成し、市長へ提出します。

⑲事後調査の手続

事業者は、評価書の記載に基づき、予測結果や評価、環境保全措置の検証等を目的として事後調査を実施します。実施にあたっては事後調査計画書を作成し、実施後には事後調査結果報告書を作成し、市長へ提出します。

◆◆◆市民参加の機会◆◆◆

市民のみなさんは、配慮書の段階で環境情報の提供を、方法書・準備書の段階で環境保全の見地からの意見の提出を行うことができます。また、準備書段階では、対象地域（環境影響を受けるおそれがあると認められる地域）にお住まいの方々等は、審査会に対し意見陳述の申し出を行うことができます。（意見陳述の手続は、準備書に対する意見書が提出されなかった場合には行われません。）意見等の提出にあたっては、持参、郵送に加え、横浜市のホームページ上から電子申請サービスを利用することができます。

なお、環境アセスメント手続の中で作成される図書や市長意見などは、縦覧に加え、横浜市環境アセスメントのホームページで公表します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/asesu.html>

横浜市 環境アセスメント

検索 

環境影響評価法との関係

国が定める環境影響評価法でも、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境影響評価の手続を定めています。

事業の種類によって、法のみが対象とするもの、条例のみが対象とするもの、規模により法又は条例のどちらかが対象とするものがあります。

■環境影響評価法のみが対象とする事業…大規模林道、ダムなど
⇒法に基づき環境影響評価の手続きを行う。

■横浜市環境影響評価条例のみが対象とする事業…工場事業場、高層建築物など
⇒条例に基づき環境影響評価の手続きを行う。

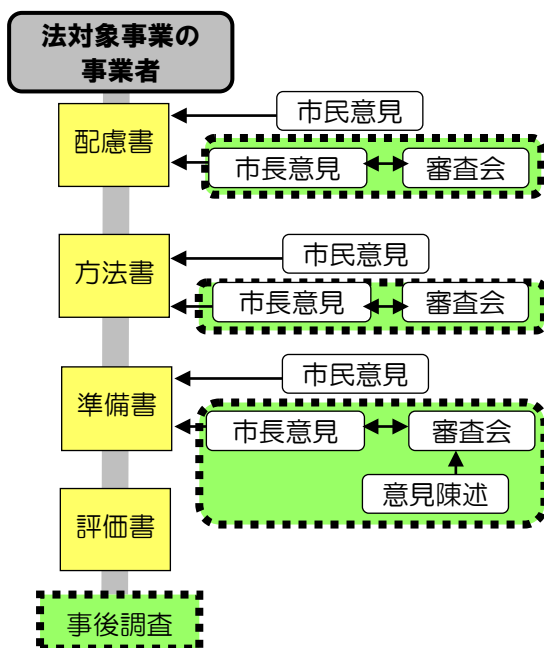
■規模により法又は条例のどちらかが対象とする事業…道路、鉄道など
⇒事業の規模により、法又は条例に基づき環境影響評価の手続きを行う。
※法では、条例で規定するより大きい規模の事業を対象としており、条例では、法に基づき手続を行う事業は対象としません。

【例：一般国道の新設】

環境影響評価法の規模要件	4車線以上で10km以上 (第2種事業※は7.5km~10km)
横浜市環境影響評価条例の規模要件	4車線以上で3km以上 (第2分類事業は2.5km~3km)

※第2種事業：法の規定に基づき必ず手続を行う第1種事業に準じる大きさの事業で、環境アセスメントを行うかどうかの判定手続が行われる事業


【法対象事業への関与】



環境影響評価法に基づく手続では、配慮書に対する市民や行政機関への意見聴取が努力義務として規定されています。また、方法書、準備書に対しては、事業の影響が及ぶと予想される地域の県知事や市町村長が意見を述べるものとされています。

横浜市環境影響評価条例では、法対象事業に対する市長意見の形成手続を定めており、関係図書の縦覧や審査会への諮問（配慮書については意見を聴く）、意見陳述などについて規定しています。

また、法対象事業に対しても、条例対象事業と同様の事後調査手続の実施を義務付けています。

※手続の簡略図。  部分が条例で関与する手続です。

問合せ先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 環境影響評価課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市庁舎 27階

ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozento-rikumi/assessment/asesu.html>

横浜市 環境アセスメント

検索

